

異性の勧めで宝飾品契約

消費者トラブルを 斬る

»10



光谷香朱子
弁護士

好意利用するデート商法

会いを装い、電話やメール、デートを重ね恋人同士になったような相手の心理を巧みに利用して商品の契約を結ばせる販売方法を「デート商法」と言います。出会い系サイトで知り合ったのをきっかけに、高額な商品を購入されることはあります。

また、〇〇社はクーリングオフ期間中にもかかわらず、「契約解除できない」と、A子さんに虚偽の説明をしていました。

（光谷香朱子弁護士）

看護師のA子さん（22）は、路上でアンケートを受けたのをきっかけに、宝飾品会社〇〇社に勤めるB男さん（28）と電話やメールをする仲になりました。

一緒にドライブに出掛けたりし、A子さんは次第にB男さんに好意的になってしまい、一度結んだ契約は解除できないと言わ

た。出会いから一ヶ月後、A子さんはB男さんに誘われて出掛けた〇〇社の展示会で、執ように宝飾品の購入を勧められ、「B

男さんがそんなに勧めるなら」と五十万円のネックレスを購入する契約を結びました。

しかし翌日、「五十万円はやっぱり払えない」さて、A子さんはどうか？ 今回、B男さんは、八日間のクーリングオフ期間を超えて契約書に不備がある場合

すれば良いのでしょうか？ 今日は、B男さんの「一度結んだ契約は、〇〇社に電話をかけよう」と、一度結んだ契約は解除できない」と言わを隠して、A子さんを展

示会に誘っています。

これは特定商取引法で定められた「目的隠匿型呼出販売」に当たり、契約書を受けとってから八日以内

に、消費者センターや法律の専門家を訪ね相談を受けるようにしてください。

（光谷香朱子弁護士）



島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)